

# 酒レポート 平成30年3月

## はじめに

酒類は、酒税が課される担税物資であり、安定した税収が見込まれることから、国家財政において重要な役割を果たしています。また、酒類は、「百薬の長」と言われているほか、その国の食文化とも関わりの深い伝統性を有した代表的な嗜好品の一つですが、アルコール飲料であるため致酔性、習慣性を有するなど、社会的に配慮を要する物資でもあります。

酒税は、明治以降、地租とともに政府の大きな財源となり、一時は地租を抜き国税収入の中で首位となったこともありました。その後、所得税・法人税などの直接税のウエイトが高まり、平成28年度においては、酒税が国税収入に占める割合は2.2%となっています。酒税は、景気の影響を受けにくく、平成28年度の税収は1.32兆円と安定した税収が見込まれています。

酒税の保全を図る観点から、その確実な徴収と消費者への円滑な転嫁を目的として、酒類の製造及び販売業については免許制度が採用されています。

国税庁は、酒類業の所管官庁として、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、人口減少社会の到来、国民の健康や安

全性に対する意識の高まり、生活様式の多様化といった酒類業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点に立った施策を行うとともに、未成年者飲酒防止や酒類容器のリサイクル等の社会的要請に対する取組も行っています。

さらに近年では、官民一体となって日本産酒類の輸出拡大・輸出環境整備などに関する取組を進めており、その一環として、平成29年10月1日から、輸出酒類販売場制度が開始されました。

以下、酒類業を取り巻く環境や酒類業の現状について、統計データ等を参照しながら説明するとともに、諸問題に対する国税庁の取組を紹介します。



**Japan.**  
"Kampai"  
to the world.

# 1 酒類業を取り巻く環境

## (1) 国内市場環境

国内の市場環境は、平成20年に1億2,808万人であった人口が減少過程に入っており、その構成においても、成人人口に占める60歳以上の割合が、平成元年度の23.2%から平成28年度には40.7%へ増加するなど、人口減少社会の到来、高齢化が進展しています。【図1、図2参照】

飲酒習慣のある者は、男女ともに30歳代から大幅に増加し、70歳以上では減少する傾向がありますので、人口構成の変化が酒類の消費に与える影響は大きいものと考えられます。【図3参照】

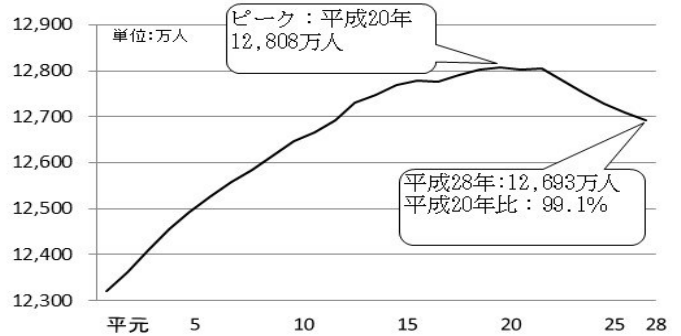
このような環境の変化を背景に、酒類の販売（消費）数量は平成8年度の966万KLをピークとして減少してきています。【図4参照】

また、成人1人当たりの酒類消費数量について、平成元年以降は、平成4年度の101.8Lをピークとして減少傾向にあり、平成28年度には80.9Lとピーク時のおよそ8割に減少しています。この間、成人人口は増加傾向であったことを踏まえると、飲酒習慣のある者においても、その飲酒量は減少

しているものと考えられます。【図5参照】

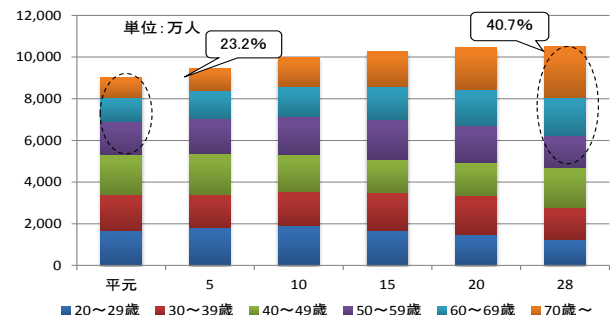
続いて、各酒類の販売（消費）数量構成比率の推移を見ると、平成10年度以降、その構成が大きく変化していることが分かります。特にビールの構成比率は大きく減少

図1 人口の推移



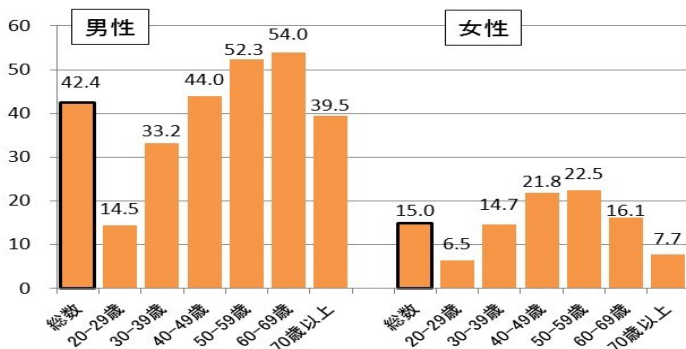
資料：国政調査結果・人口推計（総務省統計局）

図2 成人人口の推移（年齢層別）



資料：国勢調査結果・人口推計（総務省統計局）

図3 飲酒習慣のある者の割合（性・年齢階級別）



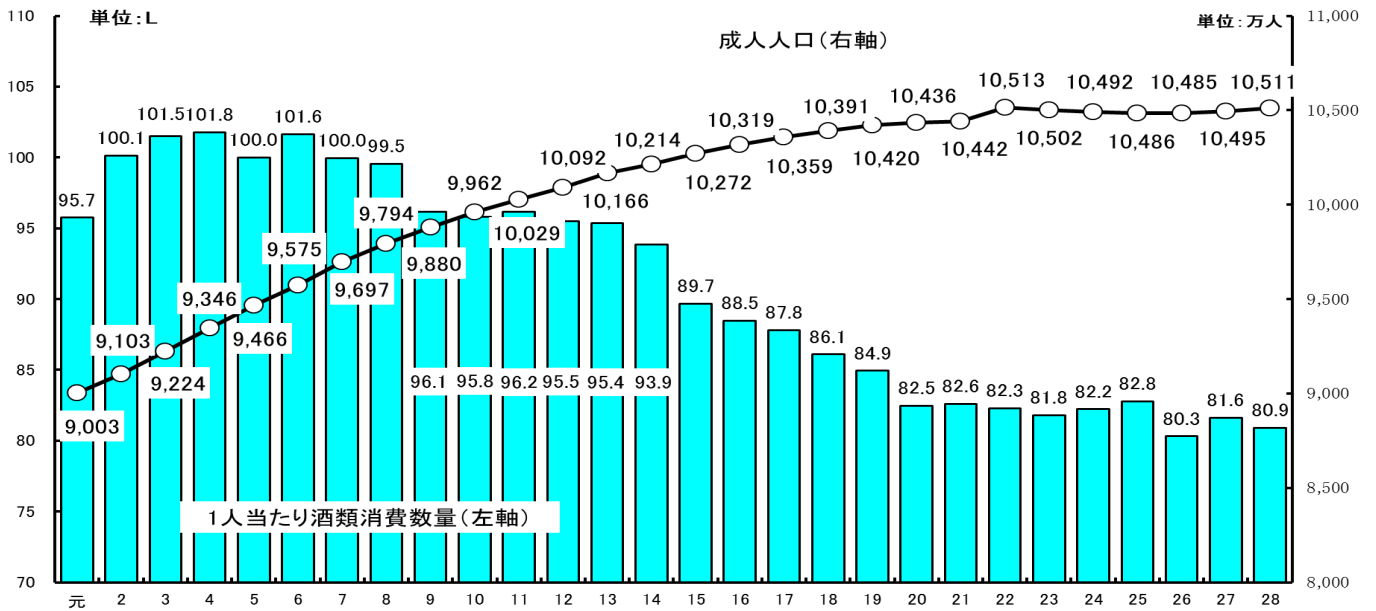
資料：平成28年国民生活基礎調査（厚生労働省）表15を再編加工（週3日以上飲酒する者を「飲酒習慣あり」とした。）

図4 酒類販売（消費）数量の推移



資料：国税庁統計年報（以下の図表において、特記がない資料は国税庁統計年報による。）

図5 成人一人当たり酒類消費数量の推移



資料：成人人口は、「国勢調査結果・人口推計年報（各年10月1日現在）」（総務省統計局）による。  
 注釈：1人当たり酒類消費数量（左軸）に沖縄分は含まない。

していますが、これはリキュール及びその他の醸造酒等を合計した構成比率が増加していることから、ビールからチューハイやビールに類似した低価格の酒類（いわゆる「新ジャンル飲料」）に消費が移行していることによるものと考えられます。【図6参照】

と、2010年の15歳以上1人当たりの純アルコール消費数量について、東地中海の0.7Lからヨーロッパの10.9Lまで大きくばらつきがあり、かつ各地域で飲まれている品目についても違いがあることが分かります。【図7参照】また、各地域の飲酒人口の割合について、男女の差を見ると、どの地域でも女性より男性の飲酒者の方が多くなっています。しかし、男女の比を見ると、ヨーロッパの1.2倍から南東アジア地域の4.3倍と、地域によって違いがあることが分かります。【表1参照】

(2) 海外市場環境

WHOが2014年に発表した世界の地域区別アルコール消費動向に係る調査報告による

図6 各酒類の販売（消費）数量構成比率の推移

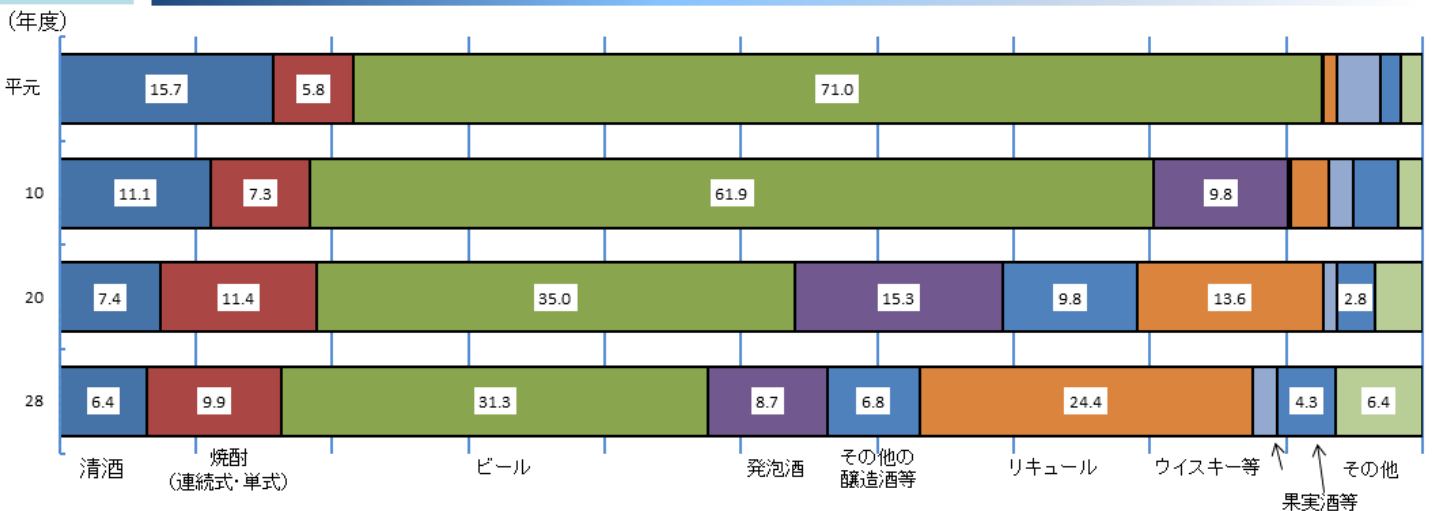
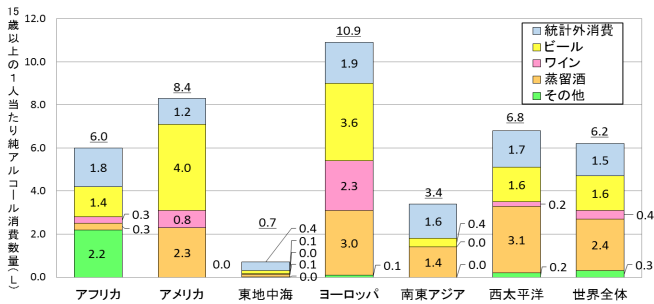


図7 世界の地域区分別アルコール消費動向（2010年）



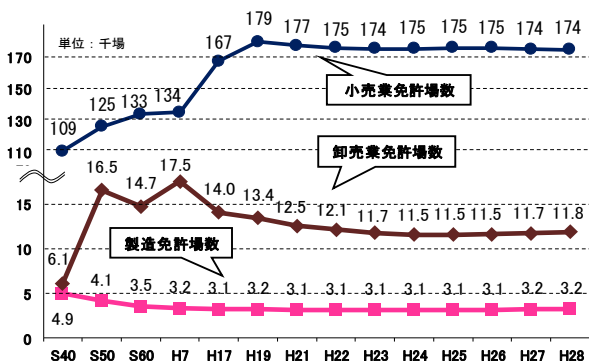
資料： 世界保健機構（WHO）「Global status report on alcohol and health 2014」  
 注釈： 統計外消費とは、自家醸造や非飲用アルコール等政府が関知していない消費量の推計値である。

表1 世界の地域区分別男女別飲酒人口の割合（2010）

地域区分	飲酒者の割合		
	男性(%)	女性(%)	男性/女性
アフリカ地域	40.2	19.6	2.1
アメリカ地域	70.7	52.8	1.3
東地中海地域	7.4	3.3	2.2
ヨーロッパ地域	73.4	59.9	1.2
南東アジア地域	21.7	5.0	4.3
西太平洋地域	58.9	32.2	1.8
世界全体	47.7	28.9	1.6

資料： 世界保健機構（WHO）「Global status report on alcohol and health 2014」  
 注釈： 15歳以上を対象として算定している。

図8 酒類業免許場数の推移



## 2 酒類業の現状

### (1) 酒類の製造業と販売業の状況

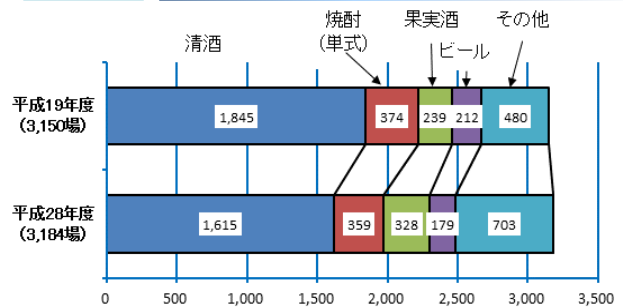
まずは、酒類の製造業の状況について概観します。酒類を製造するには酒類製造免許を酒類の品目や製造する場所ごとに取得する必要があります。酒類製造免許は税務署において人的要件等の審査を経て免許を付与等しており、平成28年度の酒類製造免許場数（各酒類を通じたもの）は3,184場となっています。

酒類製造免許場数は、長期で見れば総数は減少傾向にあるものの、大きな変化は生じていません。【図8参照】

品目別に平成19年度と比べると、清酒製造免許場数が12.5%、ビール製造免許場数が15.6%減少しており、果実酒製造免許場数が37.2%、その他の品目の製造免許場数が46.5%増加しています。なお、その他の品目の製造免許場数の増加幅が大きくなっていますが、その要因としては、構造改革特別区域法による最低製造数量基準の特例を受けたその他の醸造酒（いわゆる「どぶろく」）やリキュール（特産品を原料としたもの）の酒類製造場が増加していることが挙げられます。【図9参照】

次に、酒類の販売業の状況について概観します。酒類の販売業を行うには酒類販売

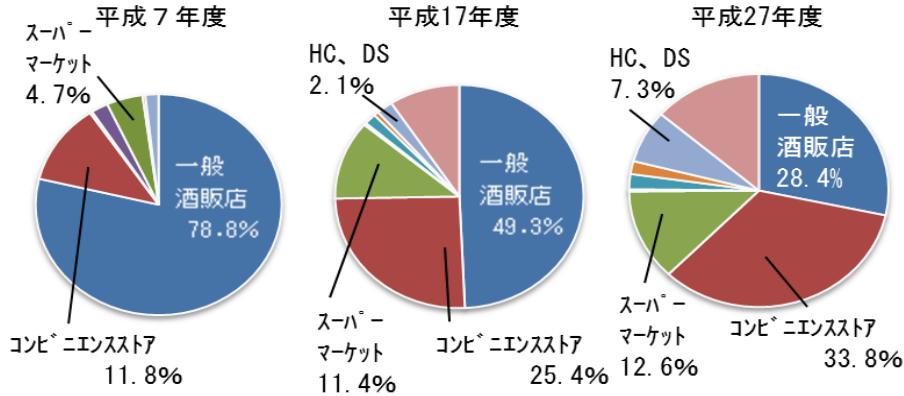
図9 酒類製造業の現状



注釈： 複数の品目を製造している製造場は、製造数量が最も多い酒類の品目で計上している。

図10

酒類小売業免許場の業態別構成比



資料：平成7年度及び17年度は酒類小売業者経営実態調査による。平成27年度は酒類小売業者の概況による。

注釈：HC（ホームセンター）、DS（ドラッグストア）

業免許を販売場ごとに取得する必要があります。酒類販売業免許は酒類卸売業免許と酒類小売業免許に区分し、税務署において人的要件等の審査を経て免許を付与等しており、平成28年度の酒類卸売業免許場は11,808場、一般酒類小売業免許場は173,828場となっています。

また、需給調整要件の段階的な緩和の結果、一般酒類小売業免許場数は、平成19年度までは増加していましたが、近年は減少傾向にあります。【図8参照】

なお、この需給調整要件の緩和により、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等の酒類小売業への参入が進んだ結果、酒類小売業免許場の業態別構成比ではこれ

らの業態の比率が増加する一方で、一般酒販店の比率が大きく減少するなど、酒類小売業界の構造は大きく変化しています。

【図10参照】

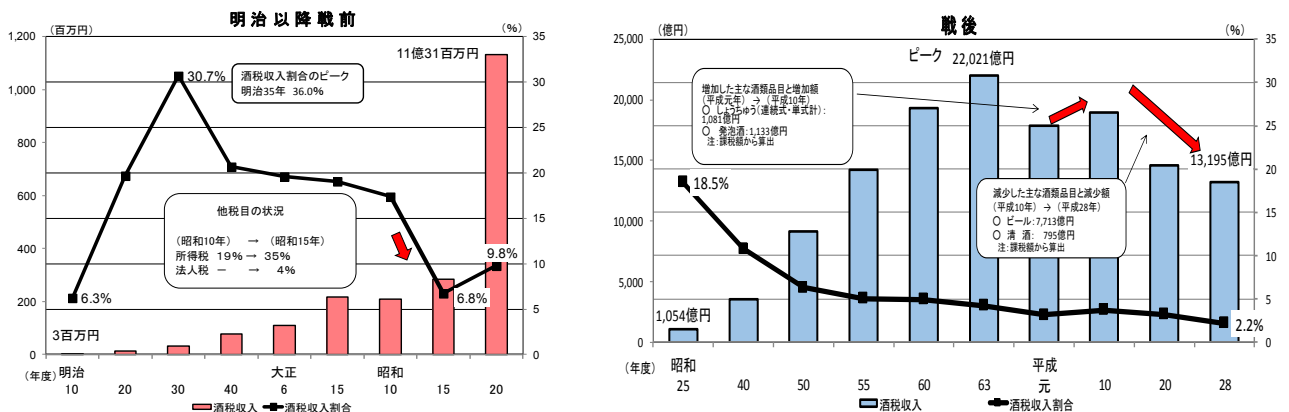
(2) 酒税の課税状況

日本の租税収入における酒税収入割合は、明治35年度にはおよそ3割強を占めており、日本が近代国家として発展する過程において重要な役割を果たしていました。

戦後においても、長らく租税収入の1割超を担っていましたが、経済発展により法人税や所得税の収入が増加したためその割合は低下しているものの、平成28年度の税収は1.32兆円となっており、安定した租税

図11

酒税収入と国税における酒税収入割合の推移



収入として引き続き重要な役割を果たしています。【図11参照】

近年の酒類の課税数量と課税額の推移を見ると、課税数量は平成11年度の1,017万KL、課税額は平成6年度の2.12兆円をそれぞれピークに、平成28年度には877万KL、1.32兆円といずれも減少しています。【図12参照】

次に、平成28年度における酒税の課税実績を見ると、全課税数量のおよそ3割がビール（271万KL）であり、発泡酒（73万KL）、チューハイや新ジャンル飲料が大部分を占めるリキュール（219万KL）、その他の醸造酒（50万KL）を合わせると、これら低アルコール飲料でおよそ7割を占めます。また、酒税の課税額ではおよそ5割がビール（5,948億円）によるものとなっています。【図13参照】

### (3) 輸出の状況

日本から輸出される酒類は近年増加傾向にあり、平成29年の酒類の輸出金額は545億

円と6年連続で過去最高を記録し、10年前（平成19年）の約3.5倍となっています。品目別にみると、最も金額の大きい清酒については平成19年が70億円、平成29年が187億円と、約2.7倍となっています。また、ウイスキーについては、平成19年の12億円に対し、平成29年は136億円と約11.3倍に大きく増加しました。【図14参照】

輸出される酒類のうち、清酒について国（地域）別で見ると、アメリカ合衆国が金額、数量ともに最大であり、輸出金額割合が32.3%、輸出数量割合が24.6%を占めています。香港は輸出金額割合では15.0%と2番目ですが、輸出数量割合では7.7%と、中華人民共和国や大韓民国よりも少なくなっています。

一方で、輸出数量割合が20.4%とアメリカ合衆国に次ぐ規模である大韓民国は、輸出金額割合では中華人民共和国よりも少なくなっているなど、輸出先の国（地域）によって輸出される清酒の主要な価格帯が異なっています。【表2参照】

図12 酒類課税数量と課税額の推移

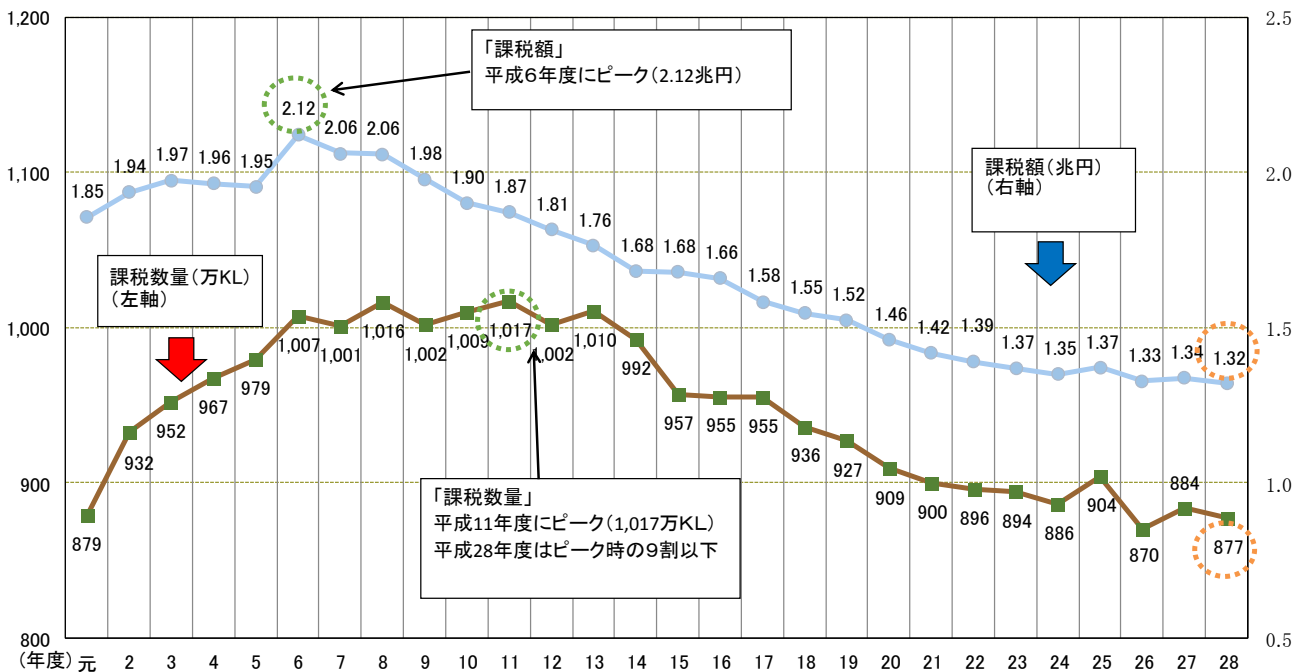
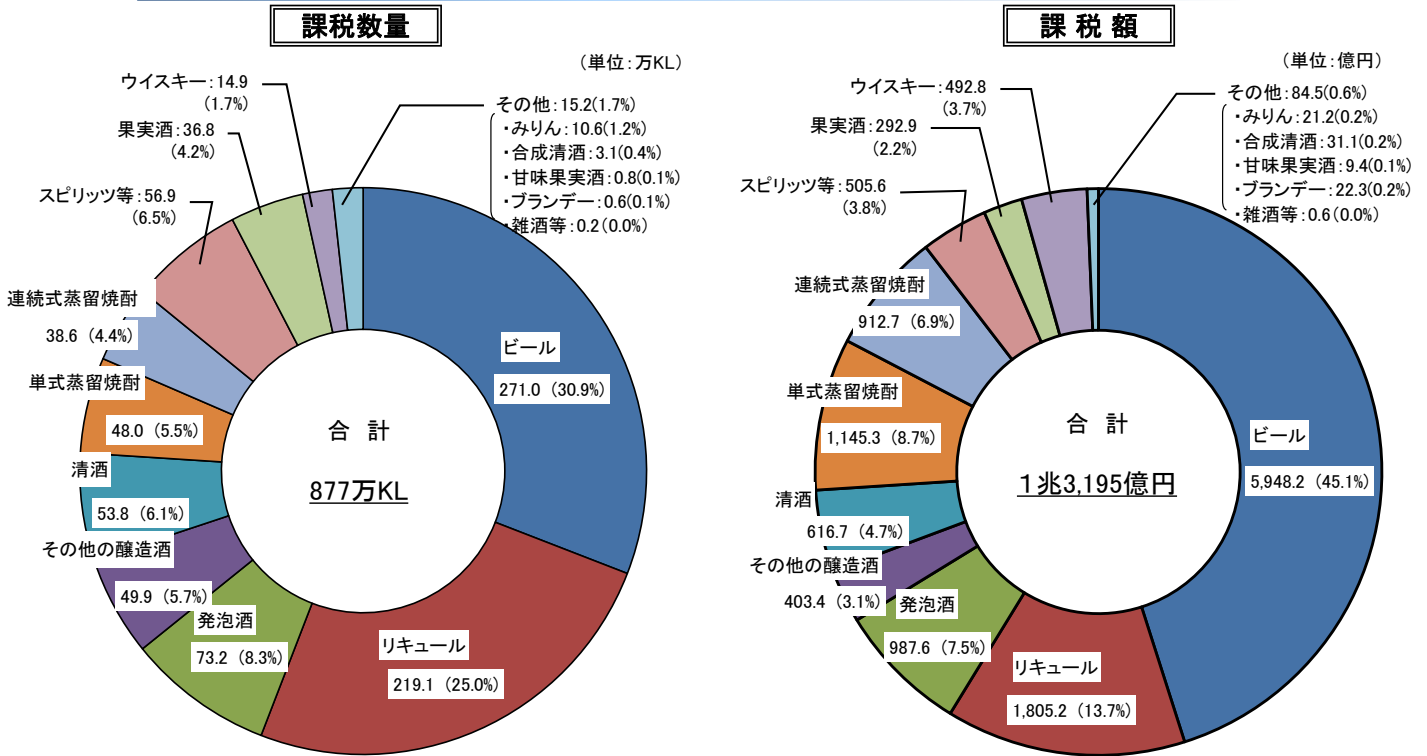
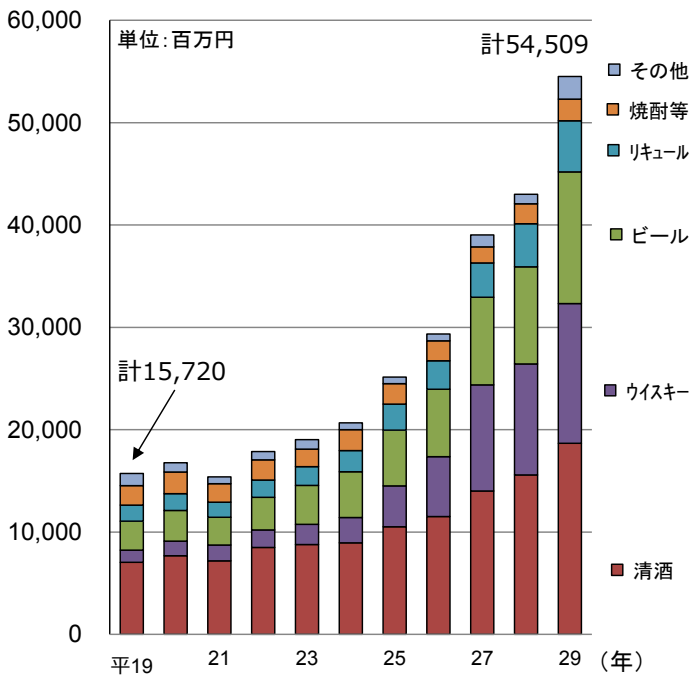


図13 酒税の課税実績（平成28年度）



注釈：（ ）内は構成比。単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しない。

図14 酒類の輸出金額の推移



資料：財務省貿易統計

表2 清酒の国（地域）別輸出状況（金額順・平成29年）

順位	国名	金額 (百万円)	輸出全体に占める割合 (%)	数量 (KL)	輸出全体に占める割合 (%)
1	アメリカ合衆国	6,039	32.3	5,780	24.6
2	香港	2,799	15.0	1,807	7.7
3	中華人民共和国	2,660	14.2	3,341	14.2
4	大韓民国	1,864	10.0	4,798	20.4
5	台湾	948	5.1	1,985	8.5
6	シンガポール	691	3.7	530	2.3
7	カナダ	486	2.6	711	3.0
8	オーストラリア	396	2.1	444	1.9
9	英国	348	1.9	388	1.7
10	ベトナム	267	1.4	376	1.6
	合計	18,679	100.0	23,482	100.0

資料：財務省貿易統計

### 3 酒税行政の取組

#### (1) 免許・酒税調査等

酒類の製造及び販売業の免許事務については、免許付与手続の公平性及び統一性の確保に努めるとともに、制度の趣旨を踏まえ、申請等に対して適正かつ厳格な審査を行っています。また、長期間休造又は休業中の酒類製造場や酒類販売場については、的確な実態把握等に努め、免許の取消処分を行うなど、適切に対処しています。

酒税の調査及び指導事務については、記帳義務、申告義務などの酒税法令に規定する秩序の維持を図り、適正・公平な課税の実現を図ることを目的として、効果的・効率的な実施に努めるほか、無免許による酒類の製造や販売業など酒税法に違反する行為が認められる場合には、国税犯則取締法に基づき犯則調査を実施し、厳正かつ適切な処理に努めています。

#### (2) 酒類業の振興及び輸出環境の整備

酒類業の振興については、「日本ワイン」の国際的な認知の向上や消費者にとって分かりやすい表示等の観点から、平成27年10月に「果実酒等の製法品質表示基準」を制定しました。

日本産酒類の輸出環境整備については、クールジャパン推進の一環として、「未来投資戦略2017」や「農林水産業の輸出力強化戦略」などを踏まえ、官民一体となって日本産酒類の海外展開の推進に関する取組を進めているところです。

また、国税庁では関係府省と連携しながら各種国際交渉の機会を通じて、輸入関税の撤廃、非関税障壁の改善、日本産酒類の地理的表示の保護を求めています。

平成29年12月にEUとの間で交渉妥結した日EU・EPA交渉においても、EU側は、①ワイン及び清酒関税の即時撤廃、②「日本ワイン」の輸入規制の撤廃（EU仕様で製造しなくても、多くの国内向け日本ワインをそのまま自己証明を付して輸出することが可能になります）、③単式蒸留焼酎の容器容量規制の緩和（EUでは、700mlや1,750ml等の決められた容量以外では流通・販売できませんでしたが、今後四合瓶や一升瓶での輸出が可能になります）をすることとしています。さらに、日EU双方が、GI「日本酒」等の酒類の地理的表示（GI：Geographical Indication）の相互保護を行うための手続を開始することとしています。

このほか、国際会議等の場を活用した日本産酒類のPR、酒類の安全性等に関する情報発信、日本酒に関する国外の日本産酒類専門家の育成支援などといった酒類に関する専門的知識等の普及・啓発等にも取り組んでいます。平成29年にはロンドンにおける展示会やニューヨークにおける国連総会などの機会を活用して国内外に対する日本産酒類のPRを行ったほか、日本酒造組合中央会と協力して在京の各国外交官を対象とした酒蔵ツアーを開催しました。



### (3) 酒類の公正な取引環境の整備

酒類業の健全な発達のためには公正な取引環境の整備が重要であることから、平成18年8月に制定・公表した「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「指針」といいます。）や、平成29年3月に制定・公表した「酒類の公正な取引に関する基準」（以下「取引基準」といいます。）を酒類業者へ周知・啓発し、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を推進するとともに、酒類の取引状況等実態調査（以下「取引実態調査」といいます。）を実施し、取引基準等に照らして問題がある取引と認められた場合には、改善指導等を行っています。

また、酒類業者に公正な取引の確保に向けた自主的な取組を促す観点から、毎年、取引実態調査の結果概要とともに、指針に示された公正なルールに則していない取引の主な例を公表しています。

### (4) 社会的要請への対応

平成26年6月に「アルコール健康障害対策基本法」が施行されるなど、未成年者の飲酒防止や適正飲酒に関する社会的要請は強まっています。

政府においても、同法に基づき、「不適切な飲酒の誘引の防止」などを盛り込んだ「アルコール健康障害対策推進基本計画」を閣議決定（平成28年5月）し、関係する省庁や関係団体等が一体となって、同計画に掲げられた施策に取り組んでいます。

国税庁では、酒類小売業者に対して、酒類の陳列場所における表示義務の遵守や未成年者への酒類販売の禁止の周知を徹底しているところです。

また、平成29年6月からは、酒類の適正な販売管理の確保のため、販売場ごとに選任される酒類販売管理者に係る酒類販売管理研修の受講が義務化されました。

研修機会の増加に併せ、不適切な飲酒誘引の防止などに関する研修内容の充実を図るなど、引き続き社会的要請に応えるための取組を推進していきます。

このほか、食料品業界の一員として、酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制などを通じた循環型社会の構築の観点から、酒類業団体等を通じて酒類容器のリサイクル等への取組が一層推進されるよう周知・啓発を行っています。

### (5) 酒類業の健全な発達に向けた技術的指導等

各国税局には、技術部門として鑑定官室を設置しており、酒類の生産から消費までの全ての段階における酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図ることを目的として、全国市販酒類調査、酒類の製造工程の改善等に関する技術指導・相談、酒類の安全性に係る成分の実態把握等を行っています。

また、鑑定官室では対応できない高度な分析・鑑定及びその理論的裏付けとなる研究・調査等については、独立行政法人酒類総合研究所で行っています。